

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、まんのう町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）丸山池地区）計画を変更することについて平成21年7月14日同意した。

平成21年7月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀